

◎岩手県口腔の健康づくり推進条例（条例第36号）

- 1 県民の口腔の健康づくりの推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び歯科医師等の責務並びに市町村及び保健医療等関係者の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定め、口腔の健康づくりを総合的かつ計画的に推進し、もって県民の健康の保持増進に寄与するというこの条例の目的について定めることとした。（第1条関係）
- 2 基本理念について定めることとした。（第2条関係）
- 3 県の責務について定めることとした。（第3条関係）
- 4 県民の責務について定めることとした。（第4条関係）
- 5 歯科医師等の責務について定めることとした。（第5条関係）
- 6 市町村の役割について定めることとした。（第6条関係）
- 7 保健医療等関係者の役割について定めることとした。（第7条関係）
- 8 口腔の健康づくりの推進に関する基本的な施策について定めることとした。（第8条関係）
- 9 口腔の健康づくりの推進に関する実施計画について定めることとした。（第9条関係）
- 10 いい歯の日について定めることとした。（第10条関係）
- 11 調査について定めることとした。（第11条関係）
- 12 市町村に対する支援について定めることとした。（第12条関係）
- 13 財政上の措置について定めることとした。（第13条関係）
- 14 施行期日  
この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。（附則関係）